

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案参照条文 目次

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）抄	1
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）抄	2
○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）抄	2
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十五号）抄	5

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）抄

（号俸の決定基準等）

第五条（略）

2・3（略）

4 医師又は歯科医師である自衛官の号俸が、第一項の規定によりその者の属する階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下この項、第八条第二項、第十一条の第三項及び別表第二備考（四）において同じ。）における最高の号俸に決定された場合又は第二項において準用する一般職給与法第八条第七項若しくは第八項若しくは前項の規定によりその者の属する階級における最高の号俸となつた場合において、当該号俸による俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、当該号俸による俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とすることができる。

5 前項の規定により定められた俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるに至つた場合においても、同項と同様とする。

（自衛官候補生の給与）

第二十四条の二 自衛官候補生には、自衛官候補生手当を支給する。

2（略）

3 第一項の自衛官候補生手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。  
（学生の給与）

第二十五条 学生には、学生手当及び期末手当を支給する。

2・3（略）

4 第一項の学生手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。  
（生徒の給与）

第二十五条の二 生徒には、生徒手当及び期末手当を支給する。

2・3（略）

4 第一項の生徒手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 2 警察予備隊の一等警察士補以下の警察官としての在職期間は、国家公務員退職手当法第七条の勤続期間の計算については、その期間から除算する。保安庁法附則第十五項に規定する保安官の任用期間が経過するまでの在職期間についても、同様とする。
- 3 職員に係る公務上の災害に対する補償に相当する給与又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。ただし、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）に基づいて国が支給する職員に係る給与のうち公務上の災害に対する補償に相当するもの支給について異議のある者は、防衛大臣に対して、審査を請求することができる。
- 4 国家公務員災害補償法第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定は、この場合について準用する。
- 4 若年定年退職者が第二十七条の八第一項の規定により給付金を支給しないこととされた後禁錮以上の刑に処せられた場合及び同条第三項の規定による返納をした場合には、国家公務員共済組合法附則第十二条の九第三項の規定は、適用しない。
- 5 5 9 （略）
- 10 この附則に定めるもののほか、この法律施行のための必要な経過措置は、政令で定める。

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）抄

第四十四条の五 任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（当該官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のもの占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。）に採用することができる。

2・3 （略）

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）抄

（育児短時間勤務の期間の延長）

第十三条 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）は、任命権者に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。

2 （略）

（育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務）

第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する官職を占めたまま勤務をさせること

ができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。  
 (育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)

第二十三条 (略)

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。  
 第二十七条 この法律(第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定(第三条第一項ただし書を除く。)中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項		第三条第二項	
任命権者	職員(第二十三条第二項)	任命権者	職員(自衛官候補生、第二十三条第二項)
勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇	同条の規定により人事院規則で定める期間	勤務時間法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇	自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇
人事院規則で定める期間内	人事院規則で定める期間内	防衛省令で定める期間	防衛省令で定める期間内
当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇	人事院規則で定める特別の事情	当該休暇	政令で定める特別の事情

<p>第八条第一項</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）</p>	<p>防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第一項、第二十五条第三項又は第二十五条の二第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）</p>
<p>第八条第二項</p>	<p>給与法</p>	<p>防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律</p>
<p>第十二条第一項 職員（</p>	<p>勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける</p>	<p>職員（自衛官、自衛官候補生、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者、自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者、</p>
<p>第十二条第一項 第一号</p>	<p>週休日（勤務時間法第六条第一項に規定する週休日</p>	<p>自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第七条第一項に規定する特別の形態に相当する形態によって勤務する</p>
<p>第十二条第一項 第二号から第四号まで</p>	<p>週休日以外</p>	<p>休養日（自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により勤務時間を割り振らない日</p>
<p>第十二条第一項 第二号から第四号まで</p>	<p>週休日</p>	<p>休養日</p>
<p>第二十二条</p>	<p>から前条まで</p>	<p>、前二条及び第二十七条第二項</p>

第二十三條第一項	國家公務員法第八十一條の五第三項	自衛隊法第四十四條の五第三項
前條第一項	各省各庁の長は、職員（ 國家公務員法第八十一條の四第一項又は第八十一條の五第一項	自衛隊法第四十四條の四第一項又は第四十四條の五第一項
前條第二項	給与法第十五條の規定にかかわらず、その勤務しな い一時間につき、給与法第十九條に規定する勤務一 時間当たりの給与額を減額して給与を	防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項又は 第十八條第三項の規定による減額をして、俸給、航空手当、乗組手当、落 下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当又は営外手当を
次条	、第二十條及び前條	及び第二十條

2・3 (略)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十五号）抄

附 則

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第八條 切替日の前日から引き続き同一の關係俸給表（法別表第一若しくは別表第二、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）以下「一般職給与法」という。）別表第一、別表第六イ、別表第七、別表第八（イを除く。）、別表第十若しくは別表第十一、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七條第一項の俸給表又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六條第一項の俸給表若しくは同條第二項の俸給表をいう。以下この条において同じ。）の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（防衛省令で定める職員を除く。）には、平成三十年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（特定職員（法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十條の四第一項又は第四十四條の五第一項の規定により採用された者を除く。）及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官（法第六條第二項の

規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。）をいう。以下この項において同じ。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を俸給として支給する。

2 切替日から自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「別表第六イ、別表第七、別表第八（イを除く。）」とあるのは、「別表第六から別表第八（イを除く。）まで」とする。

3 切替日の前日から引き続き関係俸給表の適用を受ける職員（第一項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

4 切替日以降に新たに関係俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して第一項又は前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、これらの規定に準じて、俸給を支給する。